

掛川市告示第23号

掛川市勤労者住宅建設等資金貸付事業実施要綱（平成17年掛川市告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

掛川市長 久保田 崇

第6条第2号中「40年を限度とし、5年単位とする。」を「40年以内とする。」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。